

厚生労働省の対応

平成20年2月22日
厚生労働省

中国産ギョウザによる食中毒の発生を受けた厚生労働省の対応は以下のとおり。

- (1) 1月30日、JTフーズが輸入した冷凍ギョウザの摂取を避けるよう消費者へ周知するとともに、各都道府県等、農林水産省及び食品安全委員会等へ情報提供。
- (2) 同日、本事案の原因の究明に向け、メタミドホスの混入経路等について、関係自治体へ徹底した調査を指示するとともに、在京中国大使館を経由して中国国家質量監督検験検疫総局に調査を依頼。
- (3) 1月31日、安全性が確認されるまでの間、天洋食品工場のすべての製品の販売を中止するよう、事業者に対し、関係自治体を通じて要請するとともに、それらの製品の情報等を厚生労働省ホームページに掲載。
- (4) 同日、天洋食品工場からの全ての製品の輸入自粛を指導するよう、検疫所に対して通知。
- (5) 同日、「食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申し合わせ」を踏まえ、
 - ・ 2月1日より厚生労働省及び自治体において相談窓口を設置
 - ・ 本事案に係るQ & Aを作成し、ホームページに掲載
 - ・ 財団法人日本医師会に対し、食品による有機リン中毒の疑いのある患者を診断等した場合の保健所への速やかな通報について協力依頼。
- (6) 2月1日、各自治体に対し、輸入食品に起因すると疑われる事例を探知した場合には、犯罪性の有無にかかわらず、速やかに国への報告を行うよう通知。
- (7) 同日、内閣府及び農林水産省と連名で、関係団体に対し、食品の安全確保について事業者が一義的責任を有していることを踏まえ、輸入する食品について、輸出国の製造、加工及び流通段階における有毒有害物質の混入の防止対策について、幅広く確認することにより同様の事案の発生を予防するよう、会員への周知を要請。
- (8) 2月5日、ジクロルボスが検出されたとの生協の発表を受け、当面の措置として、自治体に対し、健康被害事例の調査等について、本件を踏まえて対応するよう通知。
(なお、ジクロルボスが検出された食品は、現在、販売中止の措置等の対象となっている食品に含まれるため、新たな被害拡大防止の措置はとっていない。)

- (9) 2月12日、本事案の原因となった農薬メタミドホスについて、ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しに向け、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼。
- (10) 2月18日、本事案の概要、対応状況、今後の再発防止策の検討状況等について、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。